

大阪大学で初めて化学物質を取扱う研究室へ

- ・企業との協働研究所、オープンラボ等を借りる研究室
- ・他大学より移転する研究室、などが該当

1. OCCS に研究室を登録し、化学物質を登録・管理する。
⇒部局管理者 (SV) に研究室の登録を依頼する。
SV や運用ルールはサポートサイト参照：[OCCS サポートサイト \(osaka-u.ac.jp\)](https://osaka-u.ac.jp/oaccs/)
2. 特定化学物質 (特化則)・有機溶剤 (有機則) を取扱う場合には、作業環境測定を申込み。⇒毎年 12 月に部局会計係から問合せがある (それ以外の申し込みは、受け付けていない)。
3. はじめて取扱う化学物質については、SDS を読み、リスクアセスメントを実施し、その結果を 3 年間保管する。⇒[大阪大学における化学物質の自律的管理 \(概要\)](#)
4. PRTR 制度の第 1 種指定化学物質の使用があれば、研究室として報告書を提出する。
⇒毎年 4 月に部局庶務係から問合せがある (物質：エチレンオキシド、キシレン、*N,N*-ジメチルホルムアミド、クロロホルム、トルエン、ヘキサン、ホルムアルデヒド、テトラヒドロフラン)
5. 廃棄物は適切に分類し、回収にだす。
⇒[Microsoft PowerPoint - R4HAIKI](#)
6. 有機廃液の排出については、部局の有機廃液管理責任者に詳細を問い合わせる。
⇒[有機廃液回収 \(osaka-u.ac.jp\)](#)
7. 無機廃液の排出については、部局の無機廃液管理責任者に詳細を問い合わせる。
⇒[無機廃液回収 \(osaka-u.ac.jp\)](#)
8. 廃試薬は廃液に入れず、廃試薬として処理を依頼する。(ファイル ([Microsoft PowerPoint - R4HAIKI](#)) の地区一括処理に排出する。) ⇒部局会計係に依頼する
9. 水質汚濁防止法の有害物質を取扱う場合には、適切に回収する (廃液及び器具の 2 次洗浄水まで回収)。⇒[水質汚濁防止法の改正について \(osaka-u.ac.jp\)](#)
建物毎に、使用する有害物質及び有害以外の物質を自治体に届出ている。
⇒届出に関しては部局会計係 (建物管理担当) に問合せる。
10. 安全衛生集中講習会を受講する。⇒春季・秋季とも安全衛生管理部より開催通知がある。